

# リフォーム工事請負契約書

令和 7 年 10 月 31 日

工事名称 宮下様邸  
埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎二丁目5番8  
工事場所 エクセル北浦和A棟 609号室



工事予定 令和 7 年 11 月 21 日 ~ 令和 7 年 11 月 29 日

工事内容 内装リフォーム

## 注文者

氏名 宮下 直人  
住所 さいたま市浦和区瀬ヶ崎 2丁目5番8 エクセル北浦和 A棟 609  
TEL/FAX 090-9209-2694



## 請負者

氏名 株式会社 Martial Arts  
住所 東京都中野区江原町三丁目34-1 HBビル2F  
TEL/FAX 03-6908-2680 03-6908-2681



## 請負代金

¥1,000,000 — (税込)

|     |  |  |
|-----|--|--|
| 契約時 |  |  |
| 着工時 |  |  |
| 完工時 |  |  |

### ◇請負条件◇

本工事にあたり、見えない部分、その他により施工内容、並びに工事金額に予測出来ない変更が生じる可能性がありますので、ご了承ください。  
工事着工について、水道、ガス、電気はお客様のものを使用させていただきます。

### ◇添付書類◇

- 工事請負契約約款

この契約の証として本書に署名押印の上、1通作成し注文者が原本を保有し請負者はその写しを保有する。

## (総則)

- 第1条 注文者と請負者は、互いに協力し信義を守り誠実にこの契約を履行する。
2. この契約書及び添付書類に基づき請負者は工事を完成し、注文者と請負者は契約者の目的物とし注文者は請負代金の支払いを完了する。

## (打ち合わせ通りの工事が困難な場合)

- 第2条 施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打ち合わせ通りの施工が不可能、若しくは不適切な場合、注文者と請負者が協議して実情に適するように内容を変更する。
2. 前項において、工期、請負代金を変更する必要があるときは、注文者と請負者が協議してこれを定める。

## (一括請負・一括委任の禁止)

- 第3条 あらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合を除き、請負者は請負者の責任において、工事の全部または大部分を、一括して請負者の指定する者に委任または請け負わせる事ができない。

## (権利・義務などの譲渡の禁止)

- 第4条 注文者及び請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利または義務を、第三者に譲渡することまたは継承させることはできない。
2. 注文者及び請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済の工事材料(製造工場などにある製品含む)・建築設備の機器を第三者に譲渡すること、もしくは貸付すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

## (完了確認・代金支払い)

- 第5条 工事を終了したときは、注文者と請負者は両者立会いのもと契約の目的物を確認し、注文者は請求書記載の期日までに請負代金の支払いを完了する。

## (支給材料、貸与品)

- 第6条 注文者よりの支給材料または貸与品のある場合には、その受渡期日および受渡場所は注文者と請負者の協議の上決定する。
2. 請負者は、支給材料または貸与品の受領後すみやかに検収するものとし、不良品については注文者に対し交換を求めることができる。
3. 請負者は支給材料または貸与品を善良な管理者として使用または保管する。

## (第三者への損害および第三者との紛議)

- 第7条 施工のため、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは注文者と請負者が協力して処理解決にあたる。
2. 前項に要した費用は、請負者の責に帰する事由によって生じたものについては、請負者の負担とする。
- なお、注文者の責によって帰すべき事由によって生じたものについては、注文者の負担とする。

## (不可抗力による損害)

- 第8条 天災その他自然的または人為的な事象であって、注文者・請負者いずれにもその責を帰することのできない事由(以下「不可抗力」という)によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器(有償支給材料含む)または工事用機器について損害が生じた時は、請負者は、事実発生後速やかにその状況を注文者に通知する。
2. 前項の損害について、注文者・請負者が協議して重大なものと認め、かつ、請負者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、注文者がこれを負担する。
3. 火災保険・建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の注文者の負担額から控除する。

## (瑕疵がある場合の責任)

- 第9条 目的物に瑕疵がある場合、請負者は民法に定める責任を負う。

## (工事の変更、一時中断、工期の変更)

- 第10条 注文者は、必要によって後期を追加、変更または一時中止することができる。
2. 前項により、請負者に損害を及ぼしたときは、請負者は注文者に対してその補償を求めることができる。
3. 請負者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、注文者に対してその理由を明示して、工期の延長を求めることができる。延長日数は注文者と請負者が協議して決める。

## (延長損害金)

- 第11条 請負者の責に帰する事由により、契約期間内に契約の工事が完了できないときは、注文者は延滞日数1日につき、請負代金から工事済部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。
2. 注文者が請負代金の支払いを完了しないときは、請負者は延滞日数の1日につき、支払延滞額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

# リフォーム工事請負契約約款

2 / 2

(紛争の解決)

第12条 この契約において、紛争が生じたときは、本物件の所在地の裁判所を第一審管轄裁判所とし、または裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。

(補則)

第13条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ注文者と請負者が誠意をもって協議して定める。

(特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明)

ご契約いただきますリフォーム工事またはインテリア商品等販売が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合(注)で、クーリングオフを行おうとする場合には、この説明書・工事請負契約約款を充分お読み下さい。

(注)「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合：訪問販売、電話勧誘販売による取引

## I 契約の解除(クーリングオフ)を行おうとする場合

- ①「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合(注)で、クーリングオフを行おうとする場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様(注文者)は本書をもって工事請負契約の解除(クーリングオフと呼びます)ができ、その効力は解除する旨の文書を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。
- ア)お客様(注文者)がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様(注文者)からのご請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行なった場合等
- イ)壁紙などの消耗品を使用(最小包装単位)又は、3,000円未満の現金取引

- ②上記クーリングオフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様(注文者)が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、請負者からクーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日間を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。

## II 上記期間内に契約の解除(クーリングオフ)があった場合

- ①請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。
- ②契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その取引に要する費用は請負者の負担といたします。
- ③契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。
- ④役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様(注文者)は無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
- ⑤すでに役務が提供されたときにおいても、請負者は、お客様(注文者)に提供した役務の対価、その他の金銭の支払いを請求することはありません。

※ 尚、通常必要とされる量を著しく超える商品などの契約を結んだ場合は、契約後一年間は契約解除が可能になる場合があります。